

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月13日
【会社名】	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 荒木 三郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 緒方 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 緒方 裕之
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	35億1,800万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額、本社債の額面総額、利率、利息額ならびにその他の未定事項および予定事項が決定されましたので、関係する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

訂正前

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社 2023年7月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価 連動3段デジタルクーポン 円建 社債 (以下「本社債」という。)	<u>50億円(予定)</u> 注(1)	<u>50億円(予定)</u> 注(1)	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10 番地1 四国アライアンス証券株式会 社 静岡県静岡市葵区追手町1番 13号 静銀ティーエム証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目8 番地26 第四証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 茨城県水戸市南町三丁目4番 12号 めぶき証券株式会社 (以下「売出人」という。)

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	償還期限
無記名式	100万円 注(3)	評価価格により以下のとおり変動する。 () 評価価格がトリガー価格以上の場合 年7.00% (ハイクーポン) () 評価価格が(イ)トリガー価格未 満かつ(ロ)基準価格以上の場合 年(未定)% (年0.50%以上年 2.50%以下を仮条件とする。) (ミドルクーポン) () 評価価格が基準価格未満の場合 年0.10% (ロークーポン) 注(2)	2023年7月12日 注(4)

摘要

本社債は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下「発行会社」という。)が設定している120億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行会社は、本書日付現在、株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAA-の発行体格付を、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からAAの長期発行体格付を、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からA-の格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。

本社債のその他の主要な条項および条件(以下「本社債の要項」という。)については、下記「売出社債のその他の主要な要項」を参照のこと。

注(1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は50億円(予定)である。本社債の発行に関する未定および予定の条件は、本売出しにおける需要状況を勘案した上で2018年7月13日までに決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。なお、120億米ドルから5月末残高(1兆317億円(約95億米ドル))を控除した額が、5月末の時点でユーロ・ミディアム・ターム・ノートの発行ができる額の上限となる。残高は劣後債残高込。米ドル換算額は2018年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=108.70円で算出。

(2) 本社債の付利は、2018年7月25日(同日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、仮条件の範囲外とすることがある。「利率」において使用される用語は後記「売出社債のその他の主要な要項(2)償還および買入れ用語の定義」において定義される。

< 中略 >

(5) 「第一部、第2 売出要項」に記載する本社債に関する要項は、2018年7月13日(ロンドン時間)付の最終条件書(以下「最終条件書」という。)により確定する(ただし、その後に決定が予定されている事項を除く。)

訂正後

銘柄	売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社 2023年7月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価 連動3段デジタルクーポン 円建 社債 (以下「本社債」という。)	35億1,800万円 注(1)	35億1,800万円 注(1)	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10 番地1 四国アライアンス証券株式会 社 静岡県静岡市葵区追手町1番 13号 静銀ティーエム証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目8 番地26 第四証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 茨城県水戸市南町三丁目4番 12号 めぶき証券株式会社 (以下「売出人」という。)

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	償還期限
無記名式	100万円 注(3)	評価価格により以下のとおり変動する。 () 評価価格がトリガー価格以上の場合 年7.00% (ハイクーポン) () 評価価格が(イ)トリガー価格未満かつ(ロ)基準価格以上の場合 年1.70% (ミドルクーポン) () 評価価格が基準価格未満の場合 年0.10% (ロークーポン) 注(2)	2023年7月12日 注(4)

摘要

本社債は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下「発行会社」という。)が設定している120億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行会社は、本書日付現在、株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAA-の発行体格付を、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からAAの長期発行体格付を、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からA-の格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。

本社債のその他の主要な条項および条件(以下「本社債の要項」という。)については、下記「売出社債のその他の主要な要項」を参照のこと。

注(1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は35億1,800万円である。

(2) 本社債の付利は、2018年7月25日(同日を含む。)から開始する。「利率」において使用される用語は後記「売出社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ 用語の定義」において定義される。

< 中略 >

((5) は削除しました。)

2【売出しの条件】

訂正前

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容	摘要
額面金額 100万円につき100万円	2018年7月17日より 同年7月24日まで	100万円単位	なし	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに登録金融機関の営業所または事務所	該当事項なし	該当事項なし	受渡は2018年7月25日に行われる。

注

< 中略 >

(7) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

< 中略 >

売出社債のその他の主要な要項

(1) 利息

(a) 各本社債の利息は、2018年7月25日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から満期日(下記「(2)償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。)(同日を含まない。)までの期間(以下「利率期間」という。)について、各利払日(以下に定義される。)に終了する各利息期間(以下「利息期間」という。)に関し、各本社債について以下の記載による年利を基準にして計算代理人(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)により決定された利息額(以下「利息額」という。)が、2018年10月12日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)までの毎年1月12日、4月12日、7月12日および10月12日(以下それぞれ「利払日」という。)に日本円により3ヵ月間毎に後払いされる。各利息期間に適用される利率および各利払日に額面金額100万円の各本社債につき支払われる金額は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。

< 中略 >

(ロ) 関連する評価日において、計算代理人により、()評価価格がトリガー価格を下回り、かつ()評価価格が基準価格(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる利払日までの利息期間に適用される利率は、年(未定)%とし、2018年10月12日の利払日には各本社債につき(未定)円が、2018年10月12日を除く当該利払日には各本社債につき(未定)円が支払われる。

< 後略 >

訂正後

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容	摘要
額面金額 100万円につき100万円	2018年7月17日より 同年7月24日まで	100万円単位	なし	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに登録金融機関の営業所または事務所	該当事項なし	該当事項なし	受渡は2018年7月25日に行われる。

注

< 中略 >

((7)は削除しました。)

< 中略 >

売出社債のその他の主要な要項

(1) 利息

(a) 各本社債の利息は、2018年7月25日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から満期日(下記「(2)償還および買入れ (a) 満期償還」に定義される。)(同日を含まない。)までの期間(以下「利率期間」という。)について、各利払日(以下に定義される。)に終了する各利息期間(以下「利息期間」という。)に関し、各本社債について以下の記載による年利を基準にして計算代理人(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)により決定された利息額(以下「利息額」という。)が、2018年10月12日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)までの毎年1月12日、4月12日、7月12日および10月12日(以下それぞれ「利払日」という。)に日本円により3ヵ月間毎に後払いされる。各利息期間に適用される利率および各利払日に額面金額100万円の各本社債につき支払われる金額は、計算代理人の単独の裁量により以下に従って決定される。

< 中略 >

(ロ) 関連する評価日において、計算代理人により、()評価価格がトリガー価格を下回り、かつ()評価価格が基準価格(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる利払日までの利息期間に適用される利率は、年1.70%とし、2018年10月12日の利払日には各本社債につき3,636円が、2018年10月12日を除く当該利払日には各本社債につき4,250円が支払われる。

< 後略 >